

ネスクWiMAXサービス  
個別規程

第1版

平成26年3月19日

株式会社ネスク

## 目 次

第1章 総則	1
第1条 個別規定の適用	1
第2条 個別規定の変更	1
第3条 個別規定の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 ネスクWiMAXサービスの種類	4
第4条の2 ネスクWiMAXサービスの種類	4
第3章 会員契約	4
第5条 契約者回線の追加	4
第4章 料金契約	4
第6条 契約の種類	4
第7条 シングルサービスの最低利用期間	5
第8条 利用可能期間	5
第9条 ネスクWiMAXサービスの利用の一時中断	5
第10条 料金契約の終了	5
第5章 オプション機能	5
第11条 オプション機能の提供	5
第11条の2 ネスクWiMAXサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	5
第11条の3 都度料金契約に係るオプション機能の取扱い	5
第6章 無線機器の利用	5
第1節 UIMカードの貸与等	5
第12条 UIMカードの貸与	6
第12条の2 電話番号その他の情報の登録等	6
第12条の3 UIMカードの情報消去及び破棄	6
第12条の4 UIMカードの管理責任	6
第12条の5 UIMカード暗証番号	6
第2節 WiMAX機器の接続等	6
第13条 WiMAX機器登録の請求	6
第14条 WiMAX機器登録の廃止	7
第15条 WiMAX機器への認証情報の書込み	7
第3節 ハイブリッド機器の接続等	7
第16条 ハイブリッド機器の接続	7
第16条の2 ハイブリッド機器登録の廃止	8
第4節 WiMAX2+機器の接続等	8
第17条 WiMAX2+機器の接続	8
第5節 無線機器の検査等	9
第18条 無線機器に異常がある場合等の検査	9
第19条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	9
第20条 無線機器の電波法に基づく検査	9
第7章 利用中止及び利用停止	9
第21条 利用停止	9
第8章 通信	10
第22条 通信の条件	10

第23条 通信利用の制限	10
第23条の2 同上	11
第9章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用	11
第24条 料金及び工事に関する費用	11
第2節 料金等の支払義務	11
第25条 基本使用料の支払義務	11
第26条 基本使用料の日割り	12
第26条の2 パケット通信料の支払義務	12
第26条の3 都度利用料の支払義務	12
第27条 契約解除料の支払義務	12
第27条の2 インターネット接続料の支払義務	12
第27条の3 LTEオプション料の支払義務	13
第27条の4 ユニバーサルサービス料の支払義務	13
第28条 手続きに関する料金の支払義務	13
第28条の2 WiMAX機器追加料の支払義務	13
第28条の3 WiMAXファミ得パック利用料の支払義務	13
第28条の4 グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務	13
第29条 工事費の支払義務	14
第3節 料金等の計算及び支払い	14
第30条 料金の計算方法等	14
第31条 消費税相当額の加算	14
第10章 保守	14
第32条 契約者の維持責任	14
第33条 契約者の切分責任	15
第11章 損害賠償	15
第34条 免責	15
第12章 雑則	15
第35条 承諾の限界	15
第35条の2 無線事業における利用の禁止	15
第36条 利用に係る契約者の義務	15
第37条 他の電機通信事業者への通知 auスマートバリューmine	16
第38条 契約者に係る情報の利用	16
第38条の2 公衆無線LANサービスの認証	16
第38条の3 認定機器以外の無線機器の扱い	16
第39条 検査等のためのWiMAX機器の持込み	16
料金表	17
第1表 ネスクWiMAXサービスに関する料金	17
第1 基本使用料	17
第2 パケット通信料	24
第3 都度利用料	25
第4 契約解除料	25
第5 インターネット接続料	25
第6 LTEオプション料	25
第7 ユニバーサルサービス料	25
第8 手続きに関する料金	26
第9 WiMAX機器追加料	26

第10	WiMAXファミ得パック利用料	27
第11	グローバルIPアドレスオプション利用料	27
第2表	工事費	27
別表		28
別記		30

## 第1章 総則

### (個別規定の適用)

第1条 当社は、このネスクWiMAXサービス契約個別規定（以下「この個別規定」といいます。）によりネスクWiMAXサービスを提供します。本サービスの提供はインターネット接続サービス契約約款及び、本個別規程によるものといたしますが、当社のインターネット接続サービス契約約款の内容とこの個別規程の内容とに差がある場合には、この個別規程の適用が優先されるものとします。

### (個別規定の変更)

第2条 当社は、この個別規定を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の個別規定によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (個別規定の掲示)

第3条 当社は、この個別規定（変更があった場合は変更後の個別規定）を当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第4条 この個別規定においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、ネスクWiMAXサービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるためのUQコミュニケーションズ株式会社（以下、「UQ」といいます。）の電気通信設備
9 WiMAX基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備

10	WiMAX2+基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の29に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
11	CDMA基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5に定める条件に適合する無線基地局設備
12	LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
13	Wi-Fi基地局設備	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20に定める条件に適合するUQの無線基地局設備
14	WiMAX機器	WiMAX基地局設備と通信する機能を有する無線機器（CDMA基地局設備又はWiMAX2+基地局設備と通信する機能を有するものを除きます。）
15	ハイブリッド機器	WiMAX基地局設備及びCDMA基地局設備の双方と通信する機能を有する無線機器
16	WiMAX2+機器	WiMAX2+基地局設備と通信する機能を有する無線機器
17	Wi-Fi機器	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器
18	通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
19	ネスクWiMAXサービス	通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスであって、当社が無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
20	契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
21	WiMAX回線	無線設備規則第49条の28に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
22	WiMAX2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
23	CDMA回線	無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5に定める条件に適合する電波を用いてCDMA基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
24	LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
25	Wi-Fi回線	Wi-Fi基地局設備とWi-Fi機器との間に設定される契約者回線
26	サービス取扱所	（1）ネスクWiMAXサービスに関する業務を行う当社の事業所
27	会員契約	この個別規定に基づき当社からネスクWiMAXサービスの提供を受ける資格を得るための契約
28	料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
29	通常料金契約	都度料金契約以外の料金契約

30 都度料金契約	24時間を単位としてWiMAX回線の提供を受けるための料金契約
31 契約者	当社と会員契約を締結している者
32 MACアドレス	WiMAX機器又はハイブリッド機器ごとに定められている固有の番号
33 認証情報	ネスクWiMAXサービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、WiMAX機器又はハイブリッド機器の認証に使用するもの
34 UIMカード	電話番号その他の情報を記憶してWiMAX2+機器に装着して使用するICカードであって、通信サービスの提供のために当社が契約者に貸与するもの
35 提供開始日	通常料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日（通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又は契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。）
36 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
37 WiMAXサービス	当社のWiMAX基地局設備を用いて当社又は他の電気通信事業者が提供する電気通信サービス
38 提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
39 セッション	当社の電気通信設備においてWiMAX無線機器に係るIPアドレス（インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。）の割り当てを維持している状態
40 パケット通信	送受信されたデータ量
41 パケット通信料	128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出した通信料
42 グローバルIPアドレス	一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
43 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
44 WiMAX通信	WiMAX回線により行われる通信
45 CDMA通信	CDMA回線により行われる通信
46 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
47 LTE通信	LTE回線により行われる通信
48 ノーリミットモード	利用可能な通信をWiMAX通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
49 ハイスピードモード	利用可能な通信をWiMAX通信及びWiMAX2+通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
50 ハイスピードプラスエリアモード	利用可能な通信をWiMAX2+通信及びLTE通信のみに制限するWiMAX2+機器の機能であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
51 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法

	令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
--	--

## 第2章 ネスクWiMAXサービスの種類

（ネスクWiMAXサービスの種類）

第4条の2 ネスクWiMAXサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
シングルサービス	当社がWiMAX基地局設備と契約者が指定する無線機器（その無線局の免許人が当社であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するネスクWiMAXサービス ハイブリッドサービス、WiMAX2+からの変更できません。
ハイブリッドサービス	当社がWiMAX基地局設備又はCDMA基地局設備と契約者が指定するハイブリッド機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するネスクWiMAXサービス シングルサービス、WiMAX2+からの変更はできません。
WiMAX2+サービス	当社が無線基地局設備と契約者が指定するWiMAX2+機器（その無線局の免許人が当社又は提携事業者であるものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して提供するネスクWiMAXサービス シングルサービス、ハイブリッドサービスからの変更できません。

## 第3章 会員契約

（契約者回線の追加）

第5条 契約者は、新たに契約者回線（Wi-Fi回線を除きます。）の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

## 第4章 料金契約

（契約の種別）

第6条 料金契約には、次の種別があります。

ネスクWiMAXサービスの種類	料金契約の種別
シングルサービス	通常料金契約又は都度料金契約
ハイブリッドサービス	通常料金契約
WiMAX2+サービス	通常料金契約

（シングルサービスの最低利用期間）



第7条 シングルサービスに係る通常料金契約には、その提供開始日から起算して30日間の最低利用期間があります。

(利用可能期間)

第8条 契約者は、都度料金契約に基づきWiMAX回線の利用を開始するときは、当社が別に定めるところにより、その利用を開始するための登録（以下「利用開始登録」といいます。）の請求を行っていただきます。

2 前項の場合において、契約者は利用開始登録が完了した時刻から起算して24時間が経過した時刻までの期間（以下「利用可能期間」といいます。）において、そのWiMAX回線を利用できるものとします。この場合において、その期間の測定は当社の機器により行います。

(ネスクWiMAXサービスの利用の一時中断)

第9条 当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るネスクWiMAXサービスの利用の一時中断（その請求のあったネスクWiMAXサービス回線を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約の終了)

第10条 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

2 前項の規定によるほか、都度料金契約は、最後に利用可能期間が満了した日（利用開始登録を行ったことがない都度料金契約にあっては、その都度料金契約の申込みを承諾した日とします。）の翌日から起算して90日間の経過したときは、その経過した日をもって終了するものとします。

## 第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第11条 当社は、契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(ネスクWiMAXサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第11条の2 当社は、ネスクWiMAXサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(都度料金契約に係るオプション機能の取扱い)

第11条の3 契約者は、都度料金契約に係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

ただし、この個別規定において特段の定めがある場合には、その定めによります。

## 第6章 無線機器の利用

### 第1節 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与)

第12条 当社は、WiMAX2+サービスの提供に際して、契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。  
2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第12条の2 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(UIMカードの情報消去及び破棄)

第12条の3 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。ただし、契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

(UIMカードの管理責任)

第12条の4 契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。  
2 契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。  
3 当社は、契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。  
4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIMカード暗証番号)

第12条の5 契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号(そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。)を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。  
2 契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第2節 WiMAX機器の接続等

(WiMAX機器登録の請求)

第13条 契約者は、シングルサービスに係る契約者回線にWiMAX機器(当社に付与された無線局の免許により運用することができるもの及びシングルサービスに係る契約者回線に接続することができるもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所その接続の請求をしていただきます。  
2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。  
(1) その接続が別記1に規定する技術基準及び技術的条件(以下「技術基準等」といいます。)に適合しないもの。  
(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するもの。

(3) その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたもの。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、そのWiMAX機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線へのWiMAX機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

7 当社は、第2項の定めにより承諾したWiMAX機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「WiMAX機器登録」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録を行うことができません。

(1) 1の通常料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に4以上となるとき。

(2) 1の都度料金契約につきWiMAX機器登録の数が同時に2以上となるとき。

(3) そのWiMAX機器がいずれかのWiMAXサービスに係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

(WiMAX機器登録の廃止)

第14条 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのWiMAX機器登録及びハイブリッド機器登録（以下総称して「無線機器登録」といいます。）を廃止します。

(1) 会員契約の解除があったとき。

(2) 料金契約の解除があったとき。

(3) 契約者から廃止の請求があったとき（1の料金契約における全ての無線機器登録を廃止することとなる場合を除きます。）。

(4) その他当社が必要と判断したとき。

(WiMAX機器への認証情報の書込み)

第15条 当社は、WiMAX機器登録を行う場合その他当社が必要と判断した場合であって、そのWiMAX機器にWiMAX基地局設備から発射された電波により認証情報を受信して記憶できる機能が実装されているときは、そのWiMAX機器への認証情報の書込みを行うものとします。

ただし、そのWiMAX機器がWiMAX基地局設備からの電波を受けないことができない区域に在圏している場合その他当社の業務上又は技術上の都合等により認証情報の書込みを行うことができない場合は、この限りではありません。

### 第3節 ハイブリッド機器の接続等

(ハイブリッド機器の接続)

第16条 契約者は、ハイブリッドサービスに係る契約者回線にハイブリッド機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにハイブリッドサービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、そのハイブリッド機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線へのハイブリッド機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

7 当社は、第2項の定めにより承諾したハイブリッド機器について、その契約者回線への接続に必要な情報の登録（以下「ハイブリッド機器登録」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当するときは、そのハイブリッド機器登録を行うことができません。

(1) 1の通常料金契約につきハイブリッド機器登録の数が同時に2以上となるとき。

(2) そのハイブリッド機器がいずれかのWiMAXサービスに係る契約に基づき現に登録されているものであるとき（その登録を第三者が行っているときを含みます。）。

（ハイブリッド機器登録の廃止）

第16条の2 当社は、次のいずれかに該当するときは、そのハイブリッド機器登録を廃止します。

(1) 会員契約の解除があったとき。

(2) 料金契約の解除があったとき。

(3) 契約者から廃止の請求があったとき。

(4) その他当社が必要と判断したとき。

#### 第4節 WiMAX2+機器の接続等

（WiMAX2+機器の接続）

第17条 契約者は、WiMAX2+サービスに係る契約者回線にWiMAX2+機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びにWiMAX2+サービスに係る契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、そのWiMAX2+機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。

6 契約者は、その契約者回線へのWiMAX2+機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

## 第5節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

第18条 当社は、無線機器登録されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 当社は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

第19条 契約者は、無線機器登録されている無線機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 当社は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器登録の契約者回線への接続を取り止めます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

第20条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

## 第7章 利用中止及び利用停止

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(ネスクWiMAXサービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間)、そのネスクWiMAXサービスの利用を停止することがあります。

(1) 契約者がそのネスクWiMAXサービス又は当社と契約を締結している他のネスクWiMAXサービスの利用において第36条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

(2) 第18条(無線機器に異常がある場合等の検査)の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。

(3) 第19条(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)又は第20条(無線機器の電波法に基づく検査)の規定に違反したとき。

(4) 第35条の2(無線事業における利用の禁止)の規定に違反したとき。

## 第8章 通信

### (通信の条件)

第22条 当社は、ネスクWiMAXサービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 ネスクWiMAXサービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 ネスクWiMAXサービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

6 契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWi-Fi機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この個別規定において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7 電波状況等により、ネスクWiMAXサービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

### (通信利用の制限)

第23条 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) WiMAX通信について、1の無線機器において一定時間内に基準値を超える大量の符号が送受信されようとした場合に、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄すること。

(2) CDMA通信について、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、そのCDMA回線を用いて行われた通信が提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他のCDMA回線に対する提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、そのCDMA回線に係る通信の帯域を制限すること。

(3) CDMA通信について、1料金月における総情報量が5,368,709,120バイト(5ギガバイト)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのCDMA回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること。

(4) WiMAX2+通信及びLTE通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の帯域を制限すること。

(5) WiMAX2+通信及びLTE通信について、1料金月における総情報量(通信の相手方に到達しなかったものを含み、WiMAX2+通信とLTE通信の双方の情報量を合算したも

のとします。)が7,516,192,768バイト(7ギガバイト)を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのWiMAX2+回線及びLTE回線に係る通信の伝送速度を最高128Kbit/sに制限すること(以下「WiMAX2+総量規制」といいます。))。

(6)当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がネスクWiMAXサービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認められた場合に、その通信を切断すること。

第23条の2 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断したWiMAX2+機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第24条 ネスクWiMAXサービスの料金は、料金表第1表(ネスクWiMAXサービスに関する料金)に規定する基本使用料、パケット通信料、都度利用料、契約解除料、インターネット接続料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、WiMAX機器追加料、WiMAXファミ得パック利用料、グローバルIPアドレスオプション利用料、窓口支払手数料及び督促手数料とします。

2 ネスクWiMAXサービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第25条 契約者は、その通常料金契約に係る提供開始日から起算して通常料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料(月額)の支払いを要します。

ただし、この個別規定又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりネスクWiMAXサービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

- (1) 契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (2) 契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ネスクWiMAXサービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線（通常料金契約に係るものに限ります。）を全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（基本使用料の日割り）

第26条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

- (1) その提供開始日又は提供終了日が料金月の起算日以外の日であったとき。
- (2) その提供開始日と提供終了日が同一の料金月の起算日であったとき。
- (3) 料金月の起算日以外の日、基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (4) 第25条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
- (5) 第30条（料金の計算方法等）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第3号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第25条（基本使用料の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（パケット通信料の支払義務）

第26条の2 契約者は、その通常料金契約（料金表第1表第1（基本使用料）に規定する従量定額プランの適用を受けているものに限ります。）に係るパケット通信（その契約者以外の者が行ったものを含みます。以下同じとします。）について、料金表第1表第2（パケット通信料）に規定するパケット通信料の支払いを要します。

（都度利用料の支払義務）

第26条の3 契約者は、その都度料金契約に基づいて利用開始登録を完了したときは、料金表第1表第3（都度利用料）に規定する都度利用料の支払いを要します。

2 契約者は、利用可能期間において、ネスクWiMAXサービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、その利用できなかった期間中の都度利用料の支払いを要します。

（契約解除料の支払義務）

第27条 契約者は、シングルサービスにおいて、最低利用期間中に通常料金契約の解除があったときは、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する契約解除料の支払いを要します。

（インターネット接続料の支払義務）

第27条の2 契約者は、ハイブリッドサービスにおいて、その契約者回線とインターネット接続サービスに係る電気通信設備との間でパケット通信が行われた料金月について、料金表第1表第5（インターネット接続料）に規定するインターネット接続料の支払いを要します。



(LTEオプション料の支払義務)

第27条の3 契約者は、WiMAX2+サービスにおいて、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第6(LTEオプション料)に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第27条の4 契約者は、料金月の末日が経過した時点でハイブリッドサービス又はWiMAX2+サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第7(ユニバーサルサービス料)に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

(手続きに関する料金の支払義務)

第28条 契約者は、ネスクWiMAXサービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第8(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(WiMAX機器追加料の支払義務)

第28条の2 契約者は、シングルサービスにおいて、1の通常料金契約に基づく、追加機器(1料金月内のいずれかの時点でWiMAX機器登録がなされていたWiMAX機器のうち、最初に登録されたWiMAX機器以外のものをいいます。以下同じとします。)の総数が1以上であったときは、料金表第1表第9(WiMAX機器追加料)に規定するWiMAX機器追加料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAX機器追加料については、日割りは行いません。

(WiMAXファミ得パック利用料の支払義務)

第28条の3 契約者は、別表に定めるWiMAXファミ得パックが適用された料金月について、料金表第1表第10(WiMAXファミ得パック利用料)に規定するWiMAXファミ得パック利用料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 WiMAXファミ得パック利用料については、日割りは行いません。

(グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務)

第28条の4 契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションが適用された料金月について、料金表第1表第11(グローバルIPアドレスオプション利用料)に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により1料金月の全ての日にわたってその通常料金契約に係るWiMAX回線を全く利用できない状態(その通常料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りはいりません。

(工事費の支払義務)

第29条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

### 第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第30条 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、パケット通信料、インターネット接続料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、WiMAX機器追加料及びWiMAXファミ得パック利用料及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この個別規定の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。ただし、料金を日割りする場合には、同表の税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

(消費税相当額の加算)

第31条 この個別規定により支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ご請求はご利用時に有効な消費税率により計算した消費税額を請求します。

(平成26年4月1日以降のご利用料については、消費税率を8%として消費税額を計算し請求申します。)

## 第10章 保守

(契約者の維持責任)

第32条 契約者は、無線機器を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、無線機器を、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

## 第11章 損害賠償

(免責)

当社は、ネスクWiMAXサービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を接続又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

## 第12章 雑則

(承諾の限界)

第35条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この個別規定において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第35条の2 契約者は、この個別規定により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係る契約者の義務)

第36条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が無線機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。

(4) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電機通信事業者への通知 auスマートバリューmine)

第37条 契約者は、提携事業者が当社と提携してauスマートバリューmine（提携事業者がau（WIN）通信サービス契約約款又はau（LTE）通信サービス契約約款の定めにより提供する料金の割引であって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）を契約者に案内及び提供するために（以下「本目的」といいます。）、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している契約の内容及び契約状況等の情報を、本目的の達成に必要な範囲で当社が提携事業者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第38条 当社は、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約個別規定等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、ネスクWiMAXサービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(公衆無線LANサービスの認証)

第38条の2 WiMAX2+サービスを利用している契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づき契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へその契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

(認定機器以外の無線機器の扱い)

第38条の3 契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

(検査等のためのWiMAX機器の持込み)

第39条 契約者は、次の場合には、その無線機器を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第13条（WiMAX機器登録の請求）から第20条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に基づく無線機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

料金表

第1表 ネスクWiMAXサービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第25条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、ネスクWiMAXサービスの種類に応じて、次の料金種別があります。 (ア) シングルサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	ネスクWiMAX
	ネスクWiMAX年間パスポート
	ネスクWiMAX Step
	(イ) ハイブリッドサービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	ネスクWiMAXプラス
	ネスクWiMAXプラス（期間条件なし）
	(ウ) WiMAX2+サービスに係るもの
	基本使用料の料金種別
	ネスクWiMAX ツープラス
	ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(2年)
	ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(4年)
	ネスクWiMAX ツープラス（期間条件なし）
イ 契約者は、通常料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。	
ウ 契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。	
エ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。 ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。 (ア) シングルサービス又はWiMAX2+サービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 (イ) ハイブリッドサービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、下表のとおりとします。	
区 分	適用開始日
1 ネスクWiMAXプラス（期間条件なし）からネスクWiMAXプラス	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

	へ変更したとき。									
	2 ネスクWiMAXプラスからネスクWiMAXプラス（期間条件なし）へ変更したとき。	その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、（3）に定める更新月にその変更の申込みがあったときは、その更新月の初日から適用します。								
(2)ネスクWiMAX年間パスポートの取扱い	<p>ア ネスクWiMAX年間パスポートは、その適用を開始した日（この規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して12料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にネスクWiMAX年間パスポートを更新して適用します。</p> <p>ウ 契約者は、ネスクWiMAX年間パスポートの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定める年間パスポート解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）年間パスポート解除料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">料金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">税抜額</td> </tr> <tr> <td>年間パスポート解除料</td> <td style="text-align: center;">5, 000円</td> </tr> </table> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>③別記2において年間パスポート解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ 契約者は、通常料金契約の解除に伴って年間パスポート解除料が発生した場合は、第27条（契約解除料の支払義務）の規定にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。</p>	1 通常料金契約ごとに		区 分	料金額		税抜額	年間パスポート解除料	5, 000円	
1 通常料金契約ごとに										
区 分	料金額									
	税抜額									
年間パスポート解除料	5, 000円									
(3)ネスクWiMAXプラスの取扱い	<p>ア ネスクWiMAXプラスは、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（この規定により更新されたものであるときは、その更新月とします。）から起算して24料金月が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <p>イ 当社は、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日にネスクWiMAXプラスを更新して適用します。</p> <p>ウ 契約者は、ネスクWiMAXプラスの適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該</p>									

	<p>当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 338 1347 465"> <tr> <th data-bbox="624 338 911 383">区 分</th> <th data-bbox="911 338 1347 383">料金額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="624 383 911 421"></td> <th data-bbox="911 383 1347 421">税抜額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="624 421 911 465">プラン解除料</td> <td data-bbox="911 421 1347 465">9, 500円</td> </tr> </table> <p>(イ) 適用除外要件</p> <p>①更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ 当社は、ネスクWiMAX プラスの適用を受けている通常料金契約について、更新月に契約の解除があったときは、更新月の初日に料金種別をネスクWiMAX プラス(期間条件なし)へ変更したものとみなして基本使用料を適用します。</p>	区 分	料金額		税抜額	プラン解除料	9, 500円								
区 分	料金額														
	税抜額														
プラン解除料	9, 500円														
<p>(4)ネスクWiMAX ツープラス、ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)又はネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)の取扱い</p>	<p>ア ネスクWiMAX ツープラス、ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)又はネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)は、その適用を開始した日を含む料金月の翌料金月(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月(以下この欄において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1" data-bbox="624 1061 1347 1301"> <thead> <tr> <th data-bbox="624 1061 1099 1106">区 分</th> <th data-bbox="1099 1061 1347 1106">適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="624 1106 1099 1151">ネスクWiMAX ツープラス</td> <td data-bbox="1099 1106 1347 1151">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1151 1099 1227">ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)</td> <td data-bbox="1099 1151 1347 1227">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1227 1099 1301">ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)</td> <td data-bbox="1099 1227 1347 1301">48 料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、ネスクWiMAX ツープラス、ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)又はネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)について、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月(以下この欄において「更新月」といいます。)の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ 契約者は、ネスクWiMAX ツープラス、ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)又はネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)の適用を受けている通常料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、(ア)に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、(イ)に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>(ア) プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="624 1861 1347 1989"> <tr> <th data-bbox="624 1861 911 1906">区 分</th> <th data-bbox="911 1861 1347 1906">料金額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1906 911 1944"></td> <th data-bbox="911 1906 1347 1944">税抜額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="624 1944 911 1989">プラン解除料</td> <td data-bbox="911 1944 1347 1989">9, 500円</td> </tr> </table>	区 分	適用月数	ネスクWiMAX ツープラス	24 料金月	ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)	24 料金月	ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)	48 料金月	区 分	料金額		税抜額	プラン解除料	9, 500円
区 分	適用月数														
ネスクWiMAX ツープラス	24 料金月														
ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)	24 料金月														
ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)	48 料金月														
区 分	料金額														
	税抜額														
プラン解除料	9, 500円														

	<p>(イ) 適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>③別記2においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p>																													
<p>(5) 定期プラン解除料に関する特約の適用</p>	<p>ア 定期プラン解除料に関する特約（以下「定期プラン特約」といいます。）とは、契約者の選択により、（2）、（3）、（4）の規定にかかわらず、次に定める年間パスポート解除料又はプラン解除料を適用することをいいます。</p> <p>(ア) ネスクWiMAX 年間パスポートに係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="644 638 1350 763"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">年間パスポート解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) ネスクWiMAX ツープラス、ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(2年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="644 875 1350 1041"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(ウ) ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割(4年)に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 通常料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="644 1341 1350 1592"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 定期プラン特約の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から12料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>イ 定期プラン特約は、初回の満了月が経過した時点にその適用を廃止するものとします。</p> <p>ウ 当社は、定期プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この個別規定において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</p>	区 分		料金額	税抜額	年間パスポート解除料		9,500円	区 分		料金額	税抜額	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	区 分		料金額	税抜額	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円	4年目	9,500円
区 分				料金額																										
		税抜額																												
年間パスポート解除料		9,500円																												
区 分		料金額																												
		税抜額																												
プラン解除料	1年目	19,000円																												
	2年目	14,000円																												
区 分		料金額																												
		税抜額																												
プラン解除料	1年目	19,000円																												
	2年目	14,000円																												
	3年目	9,500円																												
	4年目	9,500円																												



<p>(6) WiMAX2+ 総量規制の緩和 措置</p>	<p>ア 当社は、契約者がauスマートバリュー対応プラン（ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(2年)、ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(4年)をいいます。以下同じとします。）の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へauスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その日においてその契約者回線がauスマートバリュー対応プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。）以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第23条（通信利用の制限）第1項第5号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ 当社は、アに定めるauスマートバリューmineの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。</p>
---------------------------------------	--

## 2 料金額

### 2-1 シングルサービスに係るもの

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額 税抜額	最低利用期間
基本使用料 (ネスクWiMAX)	4,267円	課金開始日から30日間(※) ※課金開始日当日を含みます。 ※最低利用期間内にご解約された場合は、 税別2,000円の契約解除料が発生します。
基本使用料 (ネスクWiMAX Step)	362円	課金開始日から30日間(※) ※課金開始日当日を含みます。 ※最低利用期間内にご解約された場合は、 税別2,000円の契約解除料が発生します。
基本使用料 (ネスクWiMAX 年間パスポート)	3,696円/月	課金開始日から12ヶ月間の契約となります。

注)月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

ネスクWiMAXにおける日割計算の方法は1日142円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

ネスクWiMAX Stepにおける日割計算の方法は1日12円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

ネスクWiMAX 年間パスポートにおける日割計算の方法は1日123円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

### 2-2 ハイブリッドサービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区 分		料金額
		税抜額
基本使用料	ネスクWiMAX プラス	5,200円
	ネスクWiMAX プラス (期間条件なし)	6,200円

注)月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

ネスクWiMAX プラスにおける日割計算の方法は1日173円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。(期間条件なしの場合は1日206円(税別)になります。)

2-3 WiMAX2+サービスに係るもの

1 通常料金契約ごとに月額

区 分		料金額
		税抜額
基本使用料	ネスクWiMAX ツープラス	4, 196円
	ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割り(2年)	4, 196円
	ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割り(4年)	4, 196円

注)月の途中でのご加入またはご解約の場合、基本使用料は、ご利用日数分の日割額となります。

ネスクWiMAX ツープラスにおける日割計算の方法は1日 139円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割り(2年)における日割計算の方法は1日 139円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

ネスクWiMAX ツープラス a uスマホ割り(4年)における日割計算の方法は1日 139円(税別)にご利用日数を掛けた金額になります。

## 第2 パケット通信料

### 1 適用

パケット通信料の適用については、第26条の2（パケット通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

パケット通信料の適用						
<p>(1) パケット通信料の算定</p>	<p>ア パケット通信料は、通常料金契約ごとに、1料金月におけるパケット通信の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（WiMAX機器又はインターネットに到達しなかったものを含みます。）の合計とします。）について、128バイトまでごとに1の課金パケットとして算出します。</p> <p>イ パケット通信に係る情報量は、WiMAX基地局設備とインターネットとの間に設置した当社の機器により単位測定時間（セッションの設定時刻から当社が別に定める間隔ごとに区切った各時間をいいます。以下同じとします。）ごとに集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合は、その単位測定時間の情報量（ネスクWiMAX又はネスクWiMAX年間パスポートが適用される料金月のパケット通信に係るものを含みます。）を終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかつた場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p> <p>オ 契約者は、通常料金契約ごとの1料金月の課金パケット数のうち、9,050課金パケットまでの部分については、そのパケット通信料の支払いを要しません。</p>					
<p>(2) 上限額の適用</p>	<p>契約者は、通常料金契約ごとに、(1)の規定により算出した1料金月のパケット通信料の額が次表の上限額を超える場合は、その超えた額の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="608 1384 1353 1507"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限額</td> <td>4,381円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額	税抜額	上限額	4,381円
区 分	料金額					
	税抜額					
上限額	4,381円					
<p>(3) 正しく算定できなかった場合の取扱い</p>	<p>契約者は、パケット通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、通常料金契約ごとに、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があつたと認められる日）を含む料金月の前12料金月の各料金月における1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1通常料金契約当たりの1日平均のパケット通信料に</p>					

	算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	----------------------

2 料金額

1 課金パッケージごとに

区 分	料金額
	税抜額
パッケージ通信料	0.04円

第3 都度利用料

1 利用開始登録ごとに

区 分	料金額
	税抜額
都度利用料	572円

第4 契約解除料

1 料金契約ごとに

区 分	料金額
	税抜額
契約解除料 (申込の承諾後30日以内の解除の場合のみ)	2,000円

第5 インターネット接続料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
インターネット接続料	500円

第6 LTEオプション料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
LTEオプション料	1,005円

第7 ユニバーサルサービス料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
ユニバーサルサービス料	3円

## 第8 手続きに関する料金

### 1 適用

手続きに関する料金の適用については、第28条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用									
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>U I Mカード再発行手数料</td> <td>U I Mカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなU I Mカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> <tr> <td>W i M A X機器登録料</td> <td>通常料金契約に係るW i M A X機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	U I Mカード再発行手数料	U I Mカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなU I Mカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金	W i M A X機器登録料	通常料金契約に係るW i M A X機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	区 分	内 容							
	登録料	通常料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金							
U I Mカード再発行手数料	U I Mカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなU I Mカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
W i M A X機器登録料	通常料金契約に係るW i M A X機器登録の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) 手続きに関する料金の適用除外	<p>契約者は、次の場合には、そのW i M A X機器登録料の支払いを要しません。</p> <p>ただし、イに該当する場合であって、その通常料金契約について同時に複数のW i M A X機器登録の請求があったときは、1の請求を除いて、その支払いを要します。</p> <p>ア 当社が別に定める方法によりW i M A X機器登録の請求を行ったとき。</p> <p>イ ア以外の場合であって、現にW i M A X機器登録が行われていない通常料金契約についてW i M A X機器登録の請求を行ったとき。</p>								

### 2 料金額

区 分	単 位	料金額
		税抜額
登録料	1 料金契約ごとに	3, 000円
U I Mカード再発行手数料	1 枚ごとに	2, 000円
W i M A X機器登録料	1 登録ごとに	100円

## 第9 W i M A X機器追加料

区 分	1 追加機器ごとに月額	
	料金額	税抜額
W i M A X機器追加料	191円	

第10 WiMAXファミ得パック利用料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
WiMAXファミ得パック利用料	2,171円

第11 グローバルIPアドレスオプション利用料

1 通常料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
グローバルIPアドレスオプション利用料	96円

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

別表 オプション機能

種 類	提 供 条 件
W i - F i 通 信 機 能	<p data-bbox="582 344 1347 412">W i - F i 基 地 局 設 備 と 契 約 者 が 指 定 す る W i - F i 機 器 と の 間 に お い て 通 信 を 行 う こ と が で き る よ う に す る 機 能 を い い ま す。</p> <p data-bbox="582 421 612 488">備 考</p> <p data-bbox="655 421 1299 454">(1) 本機能は、シングルサービスに限り提供します。</p> <p data-bbox="655 461 1347 600">(2) 本機能に係る通信プロトコルは、IEEE802.11a、IEEE802.11b又はIEEE802.11gのいずれかに準拠するものとし、当社がW i - F i 基地局設備ごとに定めるものとします。</p> <p data-bbox="655 607 1347 745">(3) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、契約者にW i - F i 認証ID(本機能を利用する契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与します。</p> <p data-bbox="655 752 1347 891">(4) 契約者は、自らの責任において、W i - F i パスワード(当社がW i - F i 認証IDと組み合わせてその契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。</p> <p data-bbox="655 898 1347 1081">(5) 契約者は、W i - F i 認証ID及びW i - F i パスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかにネスクW i M A X サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p data-bbox="655 1088 1347 1193">(6) 当社は、W i - F i 認証ID及びW i - F i パスワードの漏えいが想定される事態を発見したときは、事前の通知なく、本機能の利用を停止できるものとします。</p> <p data-bbox="655 1200 1347 1267">(7) 当社は、W i - F i 回線において、ESSID及びWEPキーを利用してセキュリティを確保します。</p> <p data-bbox="719 1274 1347 1341">ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。</p> <p data-bbox="655 1348 1347 1677">(8) 契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「W i - F i 提携事業者」といいます。)が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供するネスクW i M A X W i - F i ワイドサービスの認証に際して、契約者がW i - F i 提携事業者に提示したW i - F i 認証ID及びW i - F i パスワードの有効性について、W i - F i 提携事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をW i - F i 提携事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p data-bbox="655 1684 1347 1823">(9) 当社は、本機能の提供及び(8)の通知に関連して生じた損害については、当社の故意又は重大な過失により生じたものを除き、一切の責任を負わないものとします。</p> <p data-bbox="655 1830 1347 1935">(10) W i M A X ファミ得パックの適用を受けている通常料金契約については、同時に2のW i - F i 機器にW i - F i 回線を設定して通信を行うことができます。</p> <p data-bbox="655 1942 1347 1975">(11) 当社は、本機能の提供にあたって、当社が定めるソ</p>



		<p>ソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。</p> <p>(12) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 WiMAXファミ 得パック		<p>1の通常料金契約において同時に2のWiMAX機器にWiMAX回線を設定して通信を行うことができるようにする機能をいいます。</p>
	備考	<p>(1) 本機能は、シングルサービス（通常料金契約に基づき提供しているものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(2) 契約者は、当社が業として行われるものと認める態様により、本機能を利用して1の通常料金契約に基づき2以上の異なる者へWiMAX回線を提供してはならないものとします。</p> <p>(3) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
3 グローバルIPア ドレスオプション		<p>契約者が指定した通常料金契約で使用されるWiMAX機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。</p>
	備考	<p>(1) 本機能は、シングルサービス（通常料金契約に基づき提供しているもの限り、この個別規定に定めのない基本使用料の料金種別が適用されているものを除きます。）に限り提供します。</p> <p>(2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 基本使用料の料金種別の変更に係る年間パスポート解除料又はプラン解除料の取扱い

(1) シングルサービスに係るもの

区 分			変更後			
			ネスクWiMAX	ネスクWiMAX Step	年パス	
					通常	特約
変更前	年パス	通常	—	—	—	免除
		特約	—	—	—	—

【適用】「免除」欄に該当する場合は、年間パスポート解除料の支払いを要しません。  
 ※年パス : ネスクWiMAX 年間パスポート  
 ※通常 : 定期プラン特約の適用がない場合  
 ※特約 : 定期プラン特約の適用がある場合

(2) WiMAX2+サービスに係るもの

① ②以外のもの

区 分			変更後						
			基本	2年		au2年		au4年	
				通常	特約	通常	特約	通常	特約
変更前	2年	通常	—	—	免除	免除	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	—	免除	—	免除
	au2年	通常	—	—	—	—	免除	免除	免除
		特約	—	—	—	—	—	—	免除
	au4年	通常	—	—	—	—	—	—	免除
		特約	—	—	—	—	—	—	—

【適用】「免除」欄に該当する場合は、プラン解除料の支払いを要しません。  
 ※基本 : ネスクWiMAX ツープラス(期間条件なし)  
 ※2年 : ネスクWiMAX ツープラス  
 ※au2年 : ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(2年)  
 ※au4年 : ネスクWiMAX ツープラス auスマホ割(4年)  
 ※通常 : 定期プラン特約の適用がない場合  
 ※特約 : 定期プラン特約の適用がある場合